

事 務 連 絡
令 和 2 年 5 月 15 日

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局保育課

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の
「利用者負担額」等の取扱いについて（続報）

新型コロナウイルス感染症により、保育所等を臨時休園等する場合の利用者負担額及び子育てのための施設等利用給付等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」（令和2年2月27日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」の取扱いについて」（令和2年3月27日付け事務連絡）において、お知らせをしてきたところです。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、一部都道府県に関し、区域の指定が解除されました。これを受け、改めて、利用者負担額等に関する考え方をお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、内容について御了知の上、管内市町村（指定都市、中核市を除く）への周知・助言等をお願いいたします。

1. 特定教育・保育施設等に在籍する子どもの保護者等に係る利用者負担額等について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域であるか否かに関わらず、子ども・子育て支援法施行規則第58条第4号及び「子ども・子育て支援法施行規則第58条第4号に規定する内閣総理大臣が定める場合を定める件」（令和2年内閣府告示第18号）については効力を有しており、休園又は一部休園により保育の提供がなされない場合のほか、市区町村が登園自粛要請をしていることにより保育の提供がなされない場合に関しては、3号認定子どもの利用者負担額は日割り計算していただくこととなります。

登園自粛の際は、市区町村からの要請・同意によるものであることが必要です。市区町村からの登園自粛要請を行わない場合に、市区町村の要請があるように捉えうる案内等が特定教育・保育施設等からなされないよう、各市町村において各施設等への周知徹底をお願いいたします。

2. 特定子ども・子育て支援施設等が臨時休園等した場合の施設等利用費について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域であるか否かに関わらず、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休園等が行われる場合においては、既報のとおり、臨時休園等期間中の利用料を減算することなく施設等利用費の支給を行うこととして差し支えありません（「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」（令和2年2月27日付け事務連絡）参照）。

なお、上記対応の際には、「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかるFAQについても適宜御参照ください。

【照会先】

内閣府 子ども・子育て本部

参事官（子ども・子育て支援担当）付

TEL：03-5253-2111（内線 38351, 38339）

kodomo-kyufu@cao.go.jp

kodomokosodateikai@cao.go.jp

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」
及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により、保育所等を臨時休園等した場合（感染者がいない場合を含む。）の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて、下記のとおりとしますので、各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いします。

記

1. 臨時休園等した特定教育・保育施設等に在籍する子どもの保護者等に係る利用者負担額等について

地域において公衆衛生対策の観点から臨時休園等した特定教育・保育施設等については、保育の実施が継続されているものとして、通常どおり施設型給付等を支給することとしますが、当該特定教育・保育施設等に在籍する子どもの保護者等に係る利用者負担額については、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）（以下「施行令」という。）第24条第2項に基づく子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第58条に、第4号「災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない日数が一月当たり五日を超えること」という規定を新たに設け、日割り計算を行う事由を追加しました（本年2月27日公布、同月25日以降適用。）。これを踏まえ、市町村の判断により5日を超えて閉園等している場合については、以下の計算式で利用者負担額について日割り計算をお願いいたします。

なお、臨時休園等した場合の2号認定子どもの副食費の取扱いについては、配食準備を計画的に行うなどにより、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられます。

<計算式>

3号認定子どもの教育・保育給付認定保護者の属する階層に係る施行令第4条に定める額
× その月の臨時休園等の日を除く開所日数 ÷ 25

2. 特定子ども・子育て支援施設等が臨時休園等した場合の施設等利用費について

臨時休園等期間中に係る利用料を減算することなく施設等利用費の支給を行うこととして差し支えありません。ただし、当該施設等において、臨時休園等に伴う利用料の減額もしくは返金が認定保護者に対して行われた場合には、減額もしくは返金後の利用料が施設等利用費の支給対象となります。

なお、特定子ども・子育て支援提供証明書に記載する特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯については、臨時休園等期間中の日数も含めるものとします。

また、当該臨時休園等期間を含む月に日割り計算を行う場合の支給上限額の算出に当たっては、以下のとおりとします。

【新制度の対象となっていない幼稚園・国立大学附属幼稚園・特別支援学校（法第7条第10項第2号及び第3号に掲げる施設）】

幼稚園等が臨時休業とした期間も施設等利用費の対象とします。

なお、幼稚園等が臨時休業とした月に日割り計算を行う際の「その月の開所日数」については、一部の学年・学級で臨時休業とした場合を含め、休業期間外における取扱いと同様に「その月の平日の日数」を開所日数として計算することとします。

【国公立私立の幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業（法第7条第10項第5号に掲げる事業）】

支給上限額の算出上の「その月の預かり保育事業の利用日数」に臨時休業期間中における預かり保育の提供予定の日数を含むこととします。

【認定こども園、幼稚園、特別支援学校の利用者が預かり保育事業の他に認可外保育施設等（法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第6号から第8号までに掲げる事業）の利用料が無償化の対象となる場合】

支給上限額の算出上に関する取扱いに変更はありません。

【認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第6号から第8号までに掲げる事業）】

支給上限額の算出上に関する取扱いに変更はありません。

【照会先】

内閣府 子ども・子育て本部

参事官（子ども・子育て支援担当）付

1について

TEL：03-5253-2111（内線 38351）

2について

TEL 03-5253-2111（内線 38437）